最低賃金裁判　東京高裁判決にあたっての声明

2016 年 12 月 7 日　最低賃金裁判原告団　　神奈川県労働組合総連合

（１）歴史上初めて闘われた最低賃金千円以上を求める裁判の控訴審において、東京高裁第 20 民事部山田裁判長は、再び原告の訴えを却下する不当判決を行った。これは、低賃金で苦しむ多数の労働者が、憲法と最低賃金法に違反し生活保護を下回る最低賃金について、裁判所に訴えることも許さないという司法の責任放棄の原判決を追認する極めて不当なものである。

（２）被告国は東京高裁で出した書面において、何ら新しい論点は示すことができなかった。原告側弁護団からは一審判決の不当性について、処分性と、原告らの生活と労働実態に照らし身体生命に重大な損害を与えており司法での救済の必要性があること、この２点から原判決批判と憲法に基づく正当な主張がされた。さらに、原告を代表し猪井さんが「裁判長，私たちは，楽をして日々を過ごしたいなどということは望んでいない。ただ，人としての尊厳を，プライドを持った暮らしをしたいと切に望むものです。私たちの，そして必死の思いで日々を働いて過ごしている多くの低賃金労働者の置かれた境遇に思いを馳せて，今度こそ，どうか公平公正な判決を下してください。」と訴えた。全国から多数の「原審破棄、横浜地裁差し戻しを求める」署名が寄せられ、神奈川県内はもちろんのこと全国で最低賃金ぎりぎりで働く労働者が「最低賃金では生きていくことができない。憲法と最低賃金法に違反する状態を何とか救って欲しい！」という声に、司法が救済する道を開くのか否かが問われる判決であった。

（３）今回の判決は、原告側の主張に一切耳を貸さず、横浜地裁一審判決を追認し、司法の役割を放棄する全く不当なものであり強く抗議するものである。

（４）最低賃金ぎりぎりで働き生きることにより命や健康が破壊される深刻さ、自立も結婚もできない、将来の希望ももてない、友人との付き合いや趣味など社会的文化的な生活ができない、この実態を原告らは裁判官に赤裸々に語り、その根本原因である国による最低賃金の憲法違反の異常な低額放置を断罪し、最低賃金を抜本的にひきあげる歴史的判決を強く求めてきた。

（５）神奈川の最低賃金は提訴時の 2011 年から 112 円引きあがり 930 円となった。罰則付きで強制適用される最賃法の意義と機能により賃金引き上げの直接的影響を受ける労働者は年々拡大し今年 10 月の 25 円引上げで 18.8％＝約 75 万人の賃上げがされた。「最低賃金 1000 円以上！」というささやかな原告の訴えは、日本全国の低賃金労働者の最低限、待ったなしの要求である。憲法 25 条生存権と同 27 条勤労権、13 条幸福追求権を蹂躙し、格差と貧困を拡大させる国の責任をあいまいにすることは絶対に許されない。

不当判決を乗り越え、最賃時間額 1500 円めざし、直ちに 1000 円実現、憲法違反の是正を求めて国の責任を厳しく問い続ける。そして、世界の常識である生計費原則の最賃額確保、新たな全国一律最低賃金法の立法化の運動を、すべての労働者・国民との連帯と共同を広げて闘い続けることを宣言し、声明とする。